

三重県警察の柔剣道段級位審査に関する訓令を次のように定める。

昭和48年3月13日

三重県警察本部長 半田 博

三重県警察の柔剣道段級位審査に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察における柔道および剣道(以下「柔剣道」という。)の段位および級位(以下「段級位」という。)の審査について必要な事項を定める。

(段級位の審査)

第2条 この訓令により審査する柔剣道の段級位は、次のとおりとする。

- (1) 段位は、初段から5段まで
- (2) 級位は、1級

(審査委員会の設置)

第3条 柔剣道の段級位審査を行なうため、三重県警察柔剣道段級位審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長および委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、警務部長の職にある者をもってあてる。
- 3 委員は、教養課長および委員長が指名する柔剣道の指導者とする。
- 4 委員長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、柔剣道について専門的な技能を有する部外の者を、委員に委嘱することができる。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、第2条に定める段級位の審査を行なうことを任務とする。

(審査の方法)

第6条 審査は、級位にあっては実技について行ない、段位にあっては実技、形および学科について行なう。ただし、委員長は、審査科目の一部を、省略することができる。

- 2 実技の審査基準は、次表のとおりとする。

段級位	審査基準
1 級	術技を体得し、かつ一般的にその応用能力があると認められる者
初 2 段	術技に習熟し、かつ一般的にその応用能力があると認められる者

3 4	段 段	術技に練達し、相当の応用能力と指導能力があると認められる者
5	段	術技に熟達し、十分な応用能力と指導能力があると認められる者

(審査の実施)

第7条 審査は、期日、場所および実施要領など必要な事項を定めて実施する。

(受験の資格)

第8条 段級位の受験資格は、次表に掲げるとおりとする。

受験段級位	資 格
1 級	基本および応用動作を習得したとき。
初 段	1 級取得後応用動作を習得したとき。
2 段	初段取得後1年以上経過したとき。
3 段	2 段取得後1年以上経過したとき。
4 段	3 段取得後2年以上経過したとき。
5 段	4 段取得後3年以上経過したとき。

(受験の手続)

第9条 段級位の審査を受けようとする者は、所属長に申し出なければならない。

- 2 所属長は、前項の申し出があったときは、柔剣道段級位審査申請書(様式第1)により委員長に申請するものとする。

(昇段の特例)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、特別の審査をもって、第6条の規定による審査にかえることができる。

- (1) 警察本部の主催にかかる柔剣道大会、その他の公式の試合において成績が抜群であった者。
- (2) 柔道または剣道の振興について、顕著な功労があると認められる者。

- 2 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟および他の警察機関の段級位審査に合格した者については、その合格の日にさかのぼり、この訓令による段級位審査に合格したものとみなす。

(証書の交付)

第11条 警察本部長は、審査に合格した者に対して、合格証書(様式第2)を交付するものとする。

(事務処理)

第12条 この訓令の実施に関し、必要な事務は、警務部教養課において行なう。

附 則

- 1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

- 2 この訓令施行の際、現に講道館、全日本剣道連盟または、警察機関の段級位を有する者は、委員会が疎明資料に基づき、当該段級位取得者と認定した者に限り、その認定の日にさかのぼり、当該段級位の審査に合格したものとみなす。

様式第 1

発 第 号
年 月 日

三重県警察柔剣道段級位審査委員会委員長 殿

所 属 長 名 印

柔剣道段級位審査申請書

柔剣道 の 別	受 験 段級位	現段級位	現 段 級 位 取 得 年 月 日	階 級	氏 名	年 齢

(B 5)

様式第2

合	格	証	書
		階 級 氏 名	
年	月	日、	道 の審査に合格したこと
を証する。			
年	月	日	
三重県警察本部長			印

(用紙は、縦5センチメートル、横10センチメートルとし、地色は白色とする。)